

芦北町立田浦小学校 いじめ防止基本方針

「いじめ防止基本方針」の策定について

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、児童の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、平成25年9月28日、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）が施行され、文部科学大臣は、法第11条の規定により、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日に決定。平成29年3月14日改定。以下「国の基本方針」という）を示した。

熊本県では、法第12条の規定に基づき、国の基本方針を踏まえ、いじめの防止（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「熊本県いじめ防止基本方針」（平成28年2月9日改訂。以下「県の基本方針」という）を策定した。

本校では、法第13条の規定に基づき、国及び県の基本方針を踏まえ、田浦小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に「芦北町立田浦小学校いじめ防止基本方針」（以下「本校の基本方針」という）を策定した。

【いじめ防止対策推進法】

第1条（目的）

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第11条（いじめ防止基本方針）

文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下、「いじめ防止基本方針」という。）と定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第12条

地方公共団体は、いじめ防止方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめは、どの児童にも起こりうるものであることを踏まえ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- ② いじめは、児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害になり得る行為を含むものであり、絶対に許されないことであることをすべての児童が認識できるようにする。また、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童の情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- ③ いじめに関する事案への対処は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、町、学校、地域、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

いじめの定義は法第2条において以下の通り規定されており、本校もこれに則るものとする。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、この条文について、国基本方針には以下の通り説明がなされており、本校において条文を解釈する場合も同様とする。

- 個々の行為が、「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめには、多様な様態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく法第2条の学校いじめ対策組織を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている仲間や集団等との何らかの人的関係を指すものとする。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味する。その際けんかは除くが、外見的にはけんかやふざけ合いのように見えることでも、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らず、心身の苦痛を直接感じていない場合でも、加害行為を行った児童に対しての方の趣旨を踏まえた適切な指導（対応）が必要である。
- いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わ

ずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

○具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷等の嫌なことをされる 等

○「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報するが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をすることが必要である。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を及ぼすことにもなりかねない。

加えていじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけでなく、学級、縦割り班、スポーツ少年団や学童保育所等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。いじめの多く同じ学級の児童同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許さない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が表れるような学級経営を行うことが望まれる。（「生徒指導提要」より）

また、いじめる側の心理として、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童の生活をみることでいじめの未然防止にもつながる。いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除感情が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などがあげられる。（「生徒指導提要」より）

2 学校の基本方針の内容

本校は、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため、学校における基本方針を策定する。また、組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものとする。

本校の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめ問題への正しい理解を広めるとともに、子供をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し、十分な対応を図り、その実現状況や取組の実施状況について継続して検証する。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

その実現のためには、学校での教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身に付けさせることが必要である。その際には、児童の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。

学校にかかわる大人たちが一体となって、すべての児童が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも、いじめの未然防止に結びつくはずである。

さらに、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、全ての大人がいじめに関わる取組の重要性について認識し、地域、家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、法第16条の規定に基づき、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して常に児童生徒のわずかなサインも見逃さないようにすることが重要である。

(3) いじめへの対処

本校は、いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認したうえで適切に指導する。また、家庭への連絡や教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携して対処する。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について研修等を通して理解を深めておく必要がある。とりわけ、いじめたとされる児童生徒からの事実確認等は、その立場や状況に十分配慮しながら慎重に行う必要があることから、対人関係スキルを身につけるための研修等を実施し、学校において組織的に対応する体制を整備しておくことが重要になる。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりしてそれらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることが

できる環境づくりを推進する必要がある。

(5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要である。

そのため、平素から、関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

4 いじめ防止等対策委員会の設置

(1) 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となるよう常設の組織を設置する。

組織の名称は、「田浦小いじめ防止等対策委員会」とする。

(2) 機能

- ・ 「田浦小学校いじめ防止基本方針」の策定や、内容についての検討を行う。
- ・ 外部専門家や地域住民等から意見を聞き、学校の対応等に活用する。
- ・ 学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。
- ・ 学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。

(3) 構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

- ・ 本校の管理職や教務主任、生徒指導主事、人権教育担当教諭、養護教諭などで構成する。なお、協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。
- ・ 心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員とする。さらにそうした者が参加する会合を開催し、いじめについての現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策について検討する。
- ・ 本会は、毎月第3火曜日に開催される「いじめ不登校対策委員会」の中で毎回実施する。

構成員	校内	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当教諭、養護教諭、関係職員（担任、特別支援コーディネーターなど）
	外部専門家等	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー他

5 学校における取組

本校基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携のうえ、本校の実情に応じた対策を推進する。

(1) いじめの未然防止のための取組

① いじめについての共通理解

ア 職員会議等で学校の基本方針に基づいて対応することを徹底する。そして、個々の教職員がいじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校が組織として一貫して対応する。

イ 年間を通じて、児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

ウ 発達障がいを含む、障がいのある児童が加害や被害となるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報を共有するとともに、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及びその保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

イ 児童会を通じて児童が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。

ウ いじめ防止等に向け、教職員、児童の人権意識を高める活動等の充実を図る。

エ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

オ 対人関係に関わるさまざまな体験活動を促進するとともに読書活動の充実を図る。

カ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。人間関係から発生する困難に対して、前向きかつ適切な対応ができる対人関係力を身につけさせる。

③ いじめが起きにくい集団の育成

ア 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを推進する。

イ 児童間の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。

ウ 児童が、人間関係を含む様々なストレスに対して適切に対処できる力を育む。

エ 保護者同士のコミュニケーションが図れるようPTA活動を活発に進める。

④ 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

ア すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役にたっているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。

(2) いじめの早期発見の取組 ※いじめ早期発見のシステム

いじめは見えにくい。見えにくい故に、組織的・系統的な対応が必要である。いじめの早期発見のために、以下の5つのことを行う。

①観察による発見

②アンケートによる発見

③「一人ぼっちの調査」による発見

④保健室の利用状況の調査からの発見

⑤欠席数の調査からの発見

① 観察による発見 ※別紙1参照

いじめの早期発見・早期対応のためには、児童が発するサイン（言葉、表情、しぐさ、行動）や変化を見逃さないようにすることが極めて重要である。

学校や家庭で、別紙1に示すようなサインが見られたら、いじめが存在している可能性があると思え、きめ細やかな注意を払って把握を行うことが必要である。

別紙1にあるいじめられた児童いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

また、日記や会話などを通して、児童の状態を把握することも大切である。

② アンケートによる発見

ア いじめ・生活アンケート ※別紙2参照

いじめの兆候をいち早くとらえることと、定期的実施することで、やってはいけない行為について児童に意識させることを目的に、「いじめ・生活アンケート」を毎月15日前後に行う。

アンケートの実施と処理は、以下のような点に留意して行う。

- ・ アンケート項目にあてはまるものに○をつけさせるような簡単なものにする。
「先生に知ってほしいことがあったら書いてください」などの、「その子が時間をかけて書いている、すなわちいじめを受けたり、知っていたりすることが周りに分かってしまう」項目は入れない。
- ・ 被害児童への配慮として、アンケートを集める際には、アンケートが他の児童の目にふれないように、その場で封筒に入れ、担任が児童の前で封をする。
- ・ 担任はその日のできるだけ早いうちに開封し、児童の回答で気になる項目があったら、その日のうちに本人から話を聞き、生徒指導主事に報告する。生徒指導主任はこれを受け、管理職に報告・相談をし、管理職が必要を判断した場合、その日のうちに「いじめ問題対策委員会」を設置して早急に対応に当たる。
- ・ 児童が回答したアンケートは、その日のうちに生徒指導主事に提出する。
- ・ 生徒指導主任はアンケートの結果をまとめ、管理職に報告し、職員にも知らせる。

イ 心のアンケート・hyperQ-U・i-check等の各種アンケート

毎月実施するいじめ・生活アンケート以外の年1回のアンケートの結果も活用し、いじめの早期発見に努める。

③ 「一人ぼっちの調査」による発見 ※別紙3参照

学級担任が一人ぼっちの児童を把握し、教師が働きかけることで、一人ぼっちの児童を減らし、いじめの未然防止・早期発見につなげるために以下の手順で「一人ぼっちの調査」を行う。

○6月と10月の生活目標を「たくさんのお友達と遊ぼう」とする。

○児童へ予告（朝の会で）

「6月（10月）の生活目標は、『みんなで遊ぼう』です。そこで今週は、お友達と仲良く誘い合って遊ぶことをめあてとします。」

「誘い合うのは、たくさんのお友達と誘い合っても2、3人誘い合ってもいいです。」

「ただし、体の調子が悪かったり、気分が悪かったりする人は、無理に遊ぶ必要はありません。元気な時にしっかり遊んでください。（ただし、係、当番、委員会などの用事がある人はその用事を優先してください。）

○業間の休み時間か昼休みの後に調査を行う。調査は以下のように行う。

ア 遊んでいたグループごとに集めて座らせる。

イ グループの代表一人に「何をして遊んでいたか」を聞く。

ウ 一人でいた児童には「何をしていたか」を聞く。

（他の学年のお友達と遊んでいる場合もある。）

エ 一人でいた児童がいた場合は、クラス全体に「明日はみんなで遊ぼう」「誘いましょう」などの声かけをする。

※学級の実態によっては、アンケートで調査を行う。

○この調査を1週間続ける。

○金曜日に担任から気になる児童（一人ぼっちでいることが多かった児童や、理由がはっきりしなかった児童、担任からみて阻害されがちな児童の氏名を生徒指導主任に報告する。生徒指導主任は、教頭・校長に報告する。

④ 保健室の利用状況の調査からの発見

保健室を利用した児童のうち、養護教諭から見て気になる怪我や頭痛、腹痛などの体調不良を頻繁に訴えるなどがあった時には、原因が「いじめではないか。」という視点で担任と養護教諭で話し合い、場合によっては、生徒指導主事や管理職にも報告・相談を行う。

⑤ 欠席数の調査からの発見

欠席が急に増えたり、連続3日欠席したり、欠席に理由がはっきりしない場合（入院等の場合は除く）、原因が「いじめではないか。」という視点で担任と養護教諭で話し合う。場合によっては、生徒指導主事や管理職にも報告・相談を行う。

上記の①～⑤それぞれの発見の手立てを用いても、なお発見できないかもしれないいじめがあるという認識をもって指導にあたる。

(3) いじめに対する措置 ※いじめへの対応システム

いじめが起きたときは、直ちに「いじめ問題対策委員会」を設置し、以下のように対処する。

いじめ問題対策委員会

1 目的

法第22条に基づき、いじめ問題が発生した場合、早急に解決するために本委員会を設置する。

2 構成

委員長を校長とし、教頭、教務、生徒指導主事、人権教育担当教諭、養護教諭、担任で構成する。

3 会議

問題は生じたときに、委員長の判断で随時開かれる。

4 会議の原則

(1) 問題の発見・解決には一刻、一瞬を大切に、早期に対応する。

(2) 解決の方向は、具体的に決定される。

(3) 「問題」には、全職員が一致して当事者として対応する。

(4) 「問題」が発生したら、「解決」を確認するまで追求する。「解決」の確認には校長があたる。

(5) 担任は発見したとき、児童からの訴え、保護者からの訴えがあったときには直ちに解決のための行動がとられる。

ア 担任→生徒指導主事→管理職への報告をその日のうちに行う。

イ 必要と判断された場合は、報告から24時間以内に会議を開き、具体的な方針を決定し、活動を開始する。休み中は、できる限りの対応をする。

ウ 担任による家庭訪問または電話連絡も速やかに行う。現時点で把握している事実を報告するとともに、本委員会で決定した具体的な方針や児童の様子を観察・報告することを伝え、児童を守ることを約束する。

エ 5日以上たっても改善が見られないときは、別途具体的方針を立てる。

(6) 本委員会での審議のうち、「個人名」「家庭の事情」等必要をみなされるものは、非公開とする。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その児童の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。児童自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、きわめて大きな負担を要する。教職員はこうした事実を十分に理解し、迅速に対応する。

ウ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

エ 担任等がいじめを自らで解決するものとして抱え込むことなく、管理職等に速やかに報告するなど、組織的な対応を要請する。（その日のうちに）

オ できるだけ複数の職員で事実確認を行い、聞き取ったことをすり合わせる。

② いじめの事実確認と報告

ア いじめ問題対策委員会が中心になり、速やかにいじめの事実確認を行い、情報の記録と保存に努める。（第1回会議はいじめの発見から24時間以内）校長は、その結果を教育委員会に報告する。

イ 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。

ウ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、芦北警察署と相談し適切に対処する。

③ いじめられた児童又はその保護者への支援

ア いじめられた児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。また、必要に応じて、関係機関との連携を図る。

イ 被害児童の自宅を家庭訪問して、保護者の思いを受け止め、いじめ解消に向けて、最善を尽くすことを伝える。（家庭訪問の重要性）

④ いじめを行った児童またはその保護者への支援

ア いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を考え、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮をしつつ、併せて毅然とした態度で指導する。

イ いじめた児童には、いじめられた児童の気持ちを理解させるとともに、おもしろいやりの気持ちや共感的な態度を身に付けさせる。

ウ いじめた児童への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

エ 加害者側が被害者に謝罪する場合、学校側が必ず立ち会う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを止めることができないときは、その事実を誰かに知らせることが重要であることを理解させる。

イ いじめに直接関わらなくても、周囲からはやしたてたり、傍観したりすることは、いじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ 児童たちが、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育成し、実践する態度を身につけさせる。

エ いじめは、謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ア ネット上にアップロードした画像や動画等の情報は無制限に拡散し、その後に消去することが極めて困難である。児童にはそうした行為がいじめの被害者にとどまらず学校や家庭・社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすことを理解させる。

イ ネット上のいじめは、名誉棄損罪や侮辱罪、損害賠償請求の対象となり得ることや重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

ウ パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。

エ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。また、ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除させる。

※ いじめは、単に謝罪によって容易に解消とすることはできない。いじめが「解決している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たさせている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続している。

教職員は、1回2回の指導ではいじめはなくなる可能性があることを認識して指導にあたる。いじめへの対応を開始して3日後、3週間後、3か月後にいじめられた児童に、最近の様子を聞き、同時に保護者にも電話などで連絡し、「最近子どもからの訴えはないか」聞く。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童本人及びその保護者と面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

※ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童を、日常的に注意深く見守る必要がある。

(4) 教育相談体制

児童及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- ① 学期ごと（6・12・2月）に教育相談期間を設けて、いじめ等の早期発見を対応・未然防止に努める。その際、6月と2月はいじめ・生活アンケートを基に面談を行う。12月は心のアンケートを基に行う。
- ② 常に児童の日記や会話などにアンテナを広げ、随時、教育相談を行う。問題を解決するために速やかな連携を図る。
- ③ 保護者に対しては、家庭での児童の様子で気になることがあったら学校に知らせてほしいという願いを学校だよりや学級通信を通して保護者に知らせ、要望があれば随時担任による教育相談の機会を設定する。また、必要であれば早期にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの外部専門家へとつなげていく。

(5) 児童生徒が主体となる取組

児童自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- ① 「心のきずなを深める月間」（6月）に人権標語・親子標語を作成する。
- ② 運営委員会でいじめについて話し合い、「田浦っ子心の約束」を作成し、校内に掲示する。
- ③ ありがとうを言いたい人や行動が光っていた友だちの名前とその内容を「みつけカード」に記入して貼る。カードは給食放送や校内掲示で紹介する。
- ④ 人権集会を年に2回実施する中で、児童自らがいじめについて考え、いじめを防止し、撲滅していくことを確認し、集会の中で発表する。
- ⑤ いじめをなくしていくことについては、人権学習などを通して児童自らに考えさせて、友だちを認め、友だちの人権を大切にするための積極的な取組を工夫させ、日常化・実践化を図る。
- ⑥ あいさつ運動やボランティア活動、縦割り班活動の実践を通して、仲間と協力する大切さを体験的に学ばせる。

(6) 研修

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておく。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を年1回以上行う。

- ① 生徒指導上の問題について、組織対応の仕方の共通理解を図る研修を行う。

- ② 本校の実態に応じたいじめ問題等に関する校内研修を実施し、共通理解を図る。
- ③ 校内研修を通して、いじめ防止についての研修を深め、お互いの指導力向上を図っていく。
- ④ 職員会議や校内研修の最初に実施する「子どもみつめタイム」（校内研修の最初に実施）の中で、いじめや生徒指導上の諸問題について報告を行い、全職員の共通理解を図っていく。
- ⑤ 職員が自身の人権感覚について、チェックシート等を活用し、振り返る機会を定期的に設ける。

※別紙5参照

（7）地域や家庭との連携

- ① 本校のいじめ防止基本方針について、PTA総会、学級懇談会などの機会を通して説明、意見交換を行う。また、PTA執行部と協議し、教育講演会等で周知していく。
- ② 本校の生徒指導上の問題について、地域連絡会等で共通理解を図り、多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭、地域が連携・協働する体制を構築する。

（8）関係機関との連携

- ① いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるときは、芦北警察署、児童相談所に報告・相談を行い、諸問題の解消を図る。
- ② 心のケアや環境整備のために、芦北教育事務所所属のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに早期に相談し、協働する。
- ③ 諸関係機関（警察、教育相談室、子ども総合相談室、児童相談所、こころの健康センター、地方法務局等）とは、日ごろより連絡を取り合い、窓口となる担当者を確認しておく。

（9）重大事態への対応

① 重大事態の意味

法第28条で、重大事態とは、次のア、イに規定する疑いが認められる場合を言う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品などに重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の発生と報告

重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに芦北町教育委員会を通じて、芦北教育事務所に報告する。

③ 重大事態に対する調査及び組織

ア その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。

イ 調査は、芦北町教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。

ウ 調査の方法については、国の基本方針や「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を十分参考にし、さらに、調査用紙等については、あらかじめ「附属機関」で準備されたものを使用する。

④ 調査結果の報告

ア 本校は、その事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果を、芦北町教育委員会を通じて芦北教育事務所に報告する。

イ 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童及び保護者に対して説明する。

6 取組の評価等（PDCAサイクルについて）

- (1) 学校評価の「豊かな心をはぐくむ教育の推進」で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し改善に生かす。
- (2) 学期ごとに行う教育反省の中に、いじめ防止・撲滅に向けての具体的な項目を設け、毎学期末に評価を行い、課題を明らかにしながら、次学期への対策を検討し、実践化を図る。
- (3) 年度ごとに、「いじめ防止基本方針」を見直し、策定する。

1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

朝の会・授業前	<input type="checkbox"/> 集団登校をしなくなった。集団登校を嫌がるようになった。 <input type="checkbox"/> 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。 <input type="checkbox"/> 自分からあいさつしようと思わず、友だちからのあいさつや声かけもない。 <input type="checkbox"/> 教師からのあいさつや声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。 <input type="checkbox"/> 元気もなく、顔色がすぐれない。 <input type="checkbox"/> はっきりとした理由もなく欠席する。 <input type="checkbox"/> 健康観察で元気がない返事をしたり、返事をしなかったりする。 <input type="checkbox"/> 健康観察で、頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。 <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が目立ってきている。 <input type="checkbox"/> 発言や態度に、周囲への過度な気遣いが見られる。 <input type="checkbox"/> 次の学習の準備をしないで、ぼんやりしていたり、そわそわしていたりする。
授業時間	<input type="checkbox"/> 宿題・課題等の忘れ物が多くなってきている。 <input type="checkbox"/> 教室に入らず、保健室や職員室に来て時間を過ごす。 <input type="checkbox"/> 授業が始まったから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 授業開始時、机上や机の周りに学習用具が散乱している。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートなどが落書きされたり、汚されたりしている。 <input type="checkbox"/> 心身の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 <input type="checkbox"/> おどおどして発言をためらったり、うつむいたりしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童が間違えたり失敗したりすると、やじられたり笑われたりする。 <input type="checkbox"/> 特定の児童をほめると、周りの児童があざ笑ったりしらけたりしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童が、学習内容と全く関係のないことを発言し（させられ）て、みんなの笑い者になっている。
休み時間	<input type="checkbox"/> 二人組やグループを作って学習するとき、特定の児童が取り残されている。 <input type="checkbox"/> 班やグループを代表しての発表や活動等で、特定の児童がさせられている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童に対し、周囲の児童が机椅子を話して座ろうとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童が入った係等に、他の児童が入りたがらない。 <input type="checkbox"/> 学習意欲がなく、学習内容が理解できなくなるなど、学習状況の悪化がある。 <input type="checkbox"/> これといった明確な理由がないのに、学習成績が急激に下がっている。
休み時間	<input type="checkbox"/> これまで仲のよかったグループから外されている。 <input type="checkbox"/> どのグループにも入れず、一人でポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 休み時間に、自分の席から離れないようにしている。 <input type="checkbox"/> 休み時間に、トイレや空き教室に閉じこもっていることが多い。 <input type="checkbox"/> 自分から友だちに声かけをせず、誘われるまま元気なくついて行っている。 <input type="checkbox"/> 保健室に出入りすることが多くなっている。 <input type="checkbox"/> 特別な用事もないのに、職員室に入ってきたり、近くをうろうろしたりしている。 <input type="checkbox"/> 教師に必要以上に寄り添ったり、隠れるようにして話をしたりする。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりする。 <input type="checkbox"/> 一緒に遊んでいるように見えても、表情がさえず、おどおどした様子が見られる。 <input type="checkbox"/> 一緒に遊んでいる友だちに、過度な気遣いをしている様子が見られる。

	<input type="checkbox"/> 遊びの中に、いつもオニの役やいやな役をやらされている。 <input type="checkbox"/> プロレスの遊びや〇〇ごっこのようなことに、無理やり加えられている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童が、異性に対して、異様な声かけやふざけとも受け取れる行為をしている。
給食時	<input type="checkbox"/> 敬遠されがちなメニューを、特定の児童に山盛りに盛りつけている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童への（意図的な）配り忘れがある。 <input type="checkbox"/> 特定の児童が配膳をすると、周りの児童が受け取ろうとしない。 <input type="checkbox"/> 給食当番の時、いつも重いものや数の多いものの当番になっている。 <input type="checkbox"/> 順番に並ぶ必要がある時、特定の児童のそばに並ぼうとしない。 <input type="checkbox"/> よく腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりしている。 <input type="checkbox"/> グループ（班）を作って食事をする時、特定の児童の机だけが、他の児童の机から少し離されていたり、そのまま机がぼつんと残されたりしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童が話しかけても、無視されて会話に入れない。 <input type="checkbox"/> グループでの話題として、特定の児童の悪口や失敗等が中心になり、面白そうに会話している。 <input type="checkbox"/> 特定の児童だけが、一人で食器等を片付けさせられている。 <input type="checkbox"/> 食器等の返却で、一番重いものや汚れたものを持たされている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童が、好きな物を他の児童からもらい集めている。
清掃時	<input type="checkbox"/> 特定の児童と同じ清掃区域になりたがらない。 <input type="checkbox"/> いつもみんなの嫌がる仕事や場所が割り当てられる。 <input type="checkbox"/> 特定の児童の雑巾等の清掃道具がなくなったり、ゴミ箱等に捨ててあったりする。 <input type="checkbox"/> 特定の児童だけが清掃道具を持たないで清掃したり、いつも一番古い清掃道具を使って清掃をしたりしている。 <input type="checkbox"/> 他の児童と一緒に清掃しているのに、一人だけ離れた場所にいる。 <input type="checkbox"/> 机・椅子の移動時、特定の児童の机・椅子が取り残されたり誰も移動しようとしなかったりする。 <input type="checkbox"/> 特定の児童だけが、誰もやりたがらない分担（役割）をさせられているようなことがある。 <input type="checkbox"/> 特定の児童が雑巾がけ等をしているとき、他の児童がそれを邪魔したり、ふざけた言動をしたりしている。 <input type="checkbox"/> 清掃後、清掃前に比べ、衣服がひどく汚れていたり、ぬれていたりしている。 <input type="checkbox"/> 他の児童は既に清掃を終わらせているのに、特定の児童が掃除や後片付けをしている。 <input type="checkbox"/> 清掃後の授業に遅れてくることがしばしばある。
帰りの会・下校時	<input type="checkbox"/> 帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。 <input type="checkbox"/> 帰りの会で配付したプリント等が、特定の児童だけに渡らない。 <input type="checkbox"/> 特定の児童が、いつも帰りの会で追及される。 <input type="checkbox"/> 何か事が起きると、いつも特定の児童のせいにする。 <input type="checkbox"/> 下校近くになると、不安そうな表情をして落ち着かない。 <input type="checkbox"/> 特別な用事がないのに、教室に残ってなかなか帰ろうとしない。 <input type="checkbox"/> 用事がないのに教師の近くや職員室の回りをうろうろしている。 <input type="checkbox"/> 朝や昼には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。 <input type="checkbox"/> いつも一人で下校するか、校門の近くなど教師の目の届きにくい所に友だちが待ち伏せして一緒に帰る。 <input type="checkbox"/> 特別な理由もないのに、あわてて下校する。 <input type="checkbox"/> 下校の通学路で、いつも友だちの荷物等を持たさせている。 <input type="checkbox"/> 帰る時になって特定の児童の下靴等がなくなっていることが分かり 探してもなかなか見つからない。

学 校 生 活 全 般	<input type="checkbox"/> 理由の明確でない傷・あざ・鼻血・怪我等が見られたり、それを隠そうとしたり、衣服が破れていたりボタンが取れていたり、異常な汚れが見られたりする。
	<input type="checkbox"/> 不自然な言動が見られ、周囲の友だちの動きを異常に気にする。
	<input type="checkbox"/> 普段明朗な児童が急にふさぎ込んだり、おどおどしたりしている。
	<input type="checkbox"/> 頭痛・腹痛・体調不良をよく訴えたり、一人で保健室に行きたがったりしている。
	<input type="checkbox"/> 一人で行動したり、集団行動（遠足、修学旅行等）を避けたりしている。
	<input type="checkbox"/> 連絡帳や生活ノート等に不安や悩みを滲ます表現が見受けられる。
	<input type="checkbox"/> いつも使い走り等をさせられるなど、他人の言いなりになっている。
	<input type="checkbox"/> いやなあだ名をしつこく言われたり、「キモイ・ウザイ」等と非難されている。
	<input type="checkbox"/> 特定の児童の机や椅子や持ち物にさわろうとしない傾向がある。
	<input type="checkbox"/> 席替えや班決めで、特定の児童の隣や近くの座席をいやがる。
	<input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、班長や学級代表等に選ばれる。
	<input type="checkbox"/> グループ分けなどで、最後まで所属が決まらない。
	<input type="checkbox"/> 個人の持ち物が紛失したり、壊されたり、いたずら書きされたりしている。
	<input type="checkbox"/> 掲示作品・背面黒板・壁・柱等に中傷や悪質な落書きが見られる。

2 いじめている児童のサイン

いじめた児童がいることに気づいたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

学 校 生 活 全 般	<input type="checkbox"/> 教室や廊下、階段で、ひそひそ話をしている集団がある。
	<input type="checkbox"/> 特定の児童を見る目が厳しい。何か起きる責任を押し付けたり、迫及したりする。
	<input type="checkbox"/> 特定の児童にだけ、周りが必要以上に気を遣う。
	<input type="checkbox"/> 特定の児童の発言に、顔を見合わせたり、さげすんだ表情をしたりする。または、反応がない、無視する。
	<input type="checkbox"/> 特定の児童からの声かけを意図的に無視する。
	<input type="checkbox"/> グループ作りで取り残された児童に、誰も声をかけない。
	<input type="checkbox"/> 仲間だけに分かるようなサインや隠語を使う。
	<input type="checkbox"/> 教師が近づくと、急に仲のよいふりをしたり、笑顔で話しかけたりする。
	<input type="checkbox"/> 教師が近づくと、急に話題を変えたり不自然に分散したりするグループがある。
	<input type="checkbox"/> 絶対的なボスがいる。
	<input type="checkbox"/> 教師によって態度を変える。
	<input type="checkbox"/> 学級内で、いたずら書き、紙切れ回し、物隠しなどがある。
	<input type="checkbox"/> 言葉遣いが乱暴である。
	<input type="checkbox"/> 金品の貸し借りを頻繁に行う。

3 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

家庭や地域での 表情・態度	<input type="checkbox"/> 挨拶をしても返さない。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず、ふさぎ込み元気がない。 <input type="checkbox"/> 笑顔がなく沈んでいる。 <input type="checkbox"/> 周りの様子を気にし、おずおずとする。 <input type="checkbox"/> ぼんやりとしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい。 <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わせようとしない。 <input type="checkbox"/> いつも一人で過ごしている。 <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。
身体・ 服装	<input type="checkbox"/> 身体に原因不明の傷などがある。 <input type="checkbox"/> 寝不足で顔がむくんでいる。 <input type="checkbox"/> けがの原因をあいまいにする。 <input type="checkbox"/> 服が汚れたり、破けたりしている。 <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない。 <input type="checkbox"/> 服に靴の跡が付いている。 <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。
持ち物・ 金銭	<input type="checkbox"/> かばんや筆箱等が隠される。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きがある。 <input type="checkbox"/> 靴や上履きが隠されたりいたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている。 <input type="checkbox"/> 「なくした」「落とした」などと言うことが多い。
言葉・ 行動	<input type="checkbox"/> 他の児童から、言葉かけを全くされていない。 <input type="checkbox"/> いつも一人でいたり、泣いていたりする。 <input type="checkbox"/> 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。 <input type="checkbox"/> 家から金品を持ち出す。
遊び・ 友達関係	<input type="checkbox"/> 友だちから不快に思う呼び方をされる。 <input type="checkbox"/> 付き合う友だちが急に変わり、大人が友だちのことを聞くと嫌がる。 <input type="checkbox"/> 友だちから笑われたり、冷やかされたりする。 <input type="checkbox"/> 特定のグループと常に行動を共にする。 <input type="checkbox"/> プロレスごっこなどにいつも参加させられている。 <input type="checkbox"/> よくけんかが起こる。 <input type="checkbox"/> 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。
教員との 関係	<input type="checkbox"/> 教員の話をしなくなる。 <input type="checkbox"/> 教員と関わろうとしない、避けようとする。

いじめ・生活アンケート

せいかつ
いじめ・生活アンケート

ねん なまえ

このアンケートは、みんなが楽しく安心して学校生活を送るためのものです。あてはまるところを○で囲んでください。

	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
1	「学校へ行きたくない」と思ったことはありませんか。	ある ない	ある ない	ある ない	ある ない
2	①から⑥にあるものは、 けっしてゆるされない 「ひどいいじめ」です。 されたことないですか。 ※いくつかでもいいです。	①なぐられたり、けられたりした ②おかねやものをとられた ③ものをかくされたり、よごされたりすてられたりした ④いやなことやはずかしいこと、きけんことをされたりさせられたりした ⑤ノートやパソコンやスマホをつかって、わるぐちやいやなことをかかれた ⑥じぶんがさわったものをさけられたり、「ばいぎんタッチ」をされた	①なぐられたり、けられたりした ②おかねやものをとられた ③ものをかくされたり、よごされたりすてられたりした ④いやなことやはずかしいこと、きけんことをされたりさせられたりした ⑤ノートやパソコンやスマホをつかって、わるぐちやいやなことをかかれた ⑥じぶんがさわったものをさけられたり、「ばいぎんタッチ」をされた	①なぐられたり、けられたりした ②おかねやものをとられた ③ものをかくされたり、よごされたりすてられたりした ④いやなことやはずかしいこと、きけんことをされたりさせられたりした ⑤ノートやパソコンやスマホをつかって、わるぐちやいやなことをかかれた ⑥じぶんがさわったものをさけられたり、「ばいぎんタッチ」をされた	①なぐられたり、けられたりした ②おかねやものをとられた ③ものをかくされたり、よごされたりすてられたりした ④いやなことやはずかしいこと、きけんことをされたりさせられたりした ⑤ノートやパソコンやスマホをつかって、わるぐちやいやなことをかかれた ⑥じぶんがさわったものをさけられたり、「ばいぎんタッチ」をされた
3	友だちからいやなことをされたことはありませんか。	ある ない	ある ない	ある ない	ある ない
4	友だちがいじめられているのを見たり聞いたりしたことがありますか。	ある ない	ある ない	ある ない	ある ない
5	今、しんばいで先生にそうだんしたいことはありませんか。	ある ない	ある ない	ある ない	ある ない

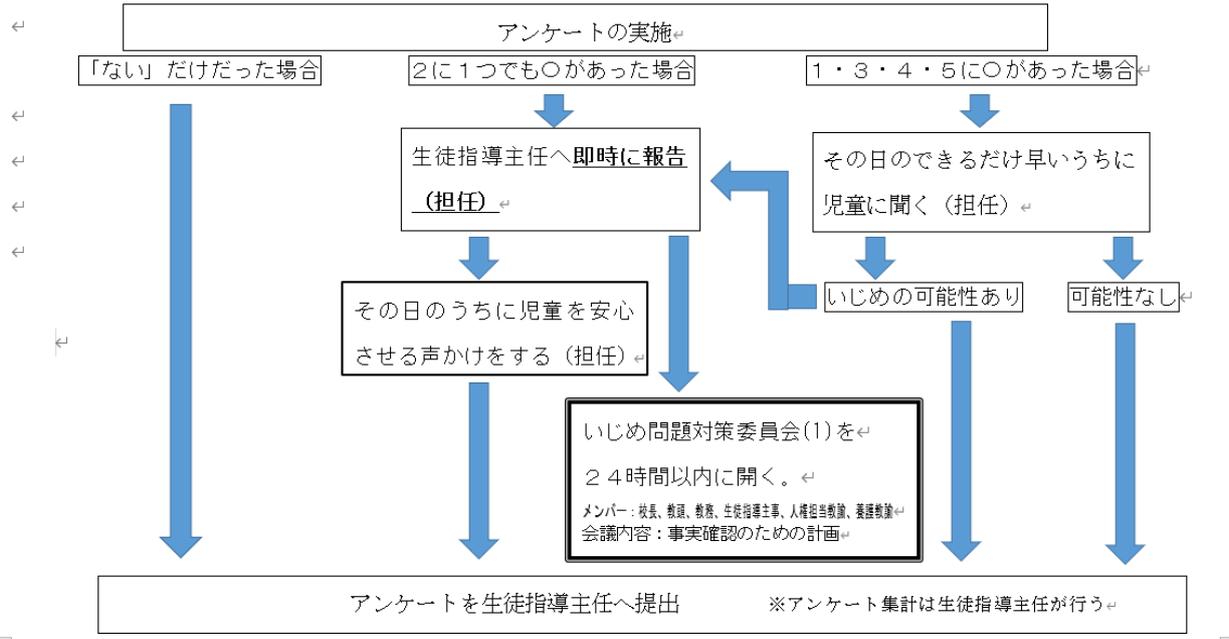
田浦小いじめ防止スローガン

た：助け合う田浦っ子 の：ノー！いじめはノー！ う：うれしい言葉を忘れずに ら：ランラン楽しい学校生活

いじめ・生活アンケートについて

生徒指導部

- 毎月15日前後に実施する。(月行事予定に記される。)
- 実施の流れ



「一人ぼっちの子の調査」実施計画

生徒指導主任

1 目的

学級担任が一人ぼっちの児童を把握し、教師が働きかけることで、一人ぼっちの児童を減らし、いじめの未然防止・早期発見につなげる。

2 実施方法

(1) 調査期間

6月8日(月)から12日(金)までと10月5日(月)から9日(金)の各5日間

(2) 調査の方法

- ① 6月・10月の生活目標を「みんなで遊ぼう」とする。
- ① 子どもたちへの予告(朝の会で)

「6月(10月)の生活目標は、『みんなで遊ぼう』です。そこで今週は、友だちと仲良く誘い合って遊ぶことをめあてとします。」
 「誘い合うのは、たくさんの人と誘い合っても2, 3人誘い合ってもいいです。」
 「ただし、体の調子が悪かったり、気分が悪かったりする人は、無理に遊ぶ必要はありません。元気な時にしっかり遊んでください。(ただし、係、当番、委員会などの用事がある人はその用事を優先してください。)

② 調べ方

- ア 業間の休み時間か昼休みの後に調査を行う。
- イ 調査は以下のように行う。

【低学年】
【担任】「全員起立」**「〇〇くん、あなたは休み時間(昼休み)何をしていましたか。」**
【児童】「外で鬼ごっこをしていました。」
【担任】「〇〇くんといっしょに鬼ごっこをしていた人、手を挙げて。座りなさい。」
【担任】「△△さん。あなたは何をしていましたか。」
【児童】「教室で絵を描いていました。」
【担任】「△△さんと一緒に絵を描いていた人、手を挙げて。座りなさい。」
 このようにやると一人で遊んでいた児童が分かる。
 一人でいた児童には、「何をしていたか」を聞く。(他の学年の友だちと遊んでいる場合もある。)また、その子を記録する。
 一人でいた児童がいた場合は、クラス全体に「明日はみんなで遊ぼう」「誘いましょう」などの声かけをする。
 ※中高学年は、裏面にあるアンケートで調査を行う。

- ウ この調査を1週間続ける。

(3) 報告について

金曜日に担任から気になる児童(一人ぼっちでいることが多かった児童や、理由がはっきりしなかった児童、担任からみて阻害されがちな児童の氏名を生徒指導主任に報告する。生徒指導主任は、教頭・校長に報告する。

「みんなで遊ぼうウイーク」アンケート



年 ()

	いっしょに遊んだ人	やっていたこと
例1	たろうくん、花子さん	運動場でおにごっこ
例2	10人くらい	運動場でおにごっこ
例3	いない	図書室で本を借りて、教室で読んでいた。
例4	いない	委員会の仕事があって遊べなかった。
6/8 (月)		
6/9 (火)		
6/3 (水)		
6/4 (木)		
6/5 (金)		

田浦小中いじめ防止スローガン



た：助け合う田浦っ子 の：ノー！いじめはノー！

う：うれしい言葉を忘れずに ら：ランラン楽しい学校生活

いじめ発生時の田浦小学校としての組織的対応

1 児童の気になる情報をキャッチ

- ① いじめられた児童や保護者からの訴え
- ② 他の児童からの情報
- ③ いじめらしき現場を発見
- ④ 児童の言動からいじめのサイン
- ⑤ 家庭や地域からの情報
- ⑥ アンケート調査等

2 情報を受けた教職員は校内で報告 ※単独での判断・対応はしない。素早く組織対応

- ① 情報伝達の微妙な食い違いを防ぐために、簡単な**報告書（記録）**を作成
・日時 ・場所 ・被害者 ・加害者 ・内容や状況等
- ② **発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭・校長** のルートで報告を基本とする。

3 いじめ問題対策委員会（1） ※当該児童に聞き取りする前に

- ① 構成員：校長、教頭、教務、生徒指導主任、担任、養護教諭、発見者
(状況によって特別支援コーディネーターが加わることもあり。)
- ② 資料：いじめ報告書、必要に応じて被害・加害児童に関する資料（児童理解の資料等）
- ③ 会議内容：会議内容【原則】※「いじめは絶対に許さない」との強い認識に立つ。
※いじめられている児童の側に立って判断する。
 - ア 事実確認のための計画（役割分担、聞き取り日時、聞き取り場所など）
・被害児童面接 ・加害児童面接 ・周囲の児童面接 ・保護者への連絡
 - イ 事実確認の項目
・いじめの状況（日時、場所、人数、様態や集団の様子） ・いじめの動機や背景
・被害・加害児童の言動とその特徴 ・保護者が知っていること ・他の問題行動等との関連

4 事実確認の実施 ※事実確認は速やかに。集約は**文書**にまとめる。

- ① 事実関係が確定するまで、いじめ対策委員会のメンバーで情報交換をして、確認内容を集約する。
- ② 事実確認を行うときの留意点
 - ア 被害児童に対して
・教師は被害者の味方に立ち、子どもを支える立場で接する。
・いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。
 - イ 加害児童に対して
・いじめと感じていなかったり認めようとしなかったりする場合は、受容的に聞く。
・いじめには、けんか両成敗的な指導はしない。
 - ウ 被害児童保護者に対して
・保護者には直接会って面談をし、保護者の立場や心情に十分配慮しながら、現段階での状況と今後の対応について説明する。
・保護者の考えや求めが具体的に何であるかと確認して、話を終えるよう配慮する。
 - エ 周囲の児童へ
・事実を確認する段階では、安易に善し悪しの判断を伝えない。
・内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。
・当事者以外から情報提供されたとき、情報源に迷惑がかからないように配慮する。

5 いじめ問題対策委員会(2) ※状況によっては、校長（または教頭より）市教委に連絡する。

【会議の内容】

- ① 指導方針の検討を決定 及び 指導体制の確立
〈例〉（実際には、全担任・理科専科なども考慮しながら対応する）
 - ・被害児童担当チーム … 担任、養護教諭、（スクールカウンセラー）
 - ・加害児童担当チーム … 生徒指導主任、担任
 - ・保護者との連携担当チーム … 教頭、教務主任、担任
 - ・周囲の児童担当チーム … 担任、生徒指導主任、（心の教育部会）
- ② いじめが長期化・複雑化した場合の関係機関との連携の必要性の有無を確認

6 いじめ解決への指導・支援

【被害児童担当チーム】

- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられた児童が安心できる環境の確保を図る。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。
- ・ 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

※ 自殺につながる可能性がある場合は、「TALKの原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行いながら、いじめの再発防止に努める。

- ・ **Tell** : 心配していると伝える
- ・ **Ask** : 自殺願望について尋ねる
- ・ **Listen** : 気持ちを傾聴する
- ・ **Keep safe** : 安全の確保

【加害児童担当チーム】

- ・ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・ いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携して対応し、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱えている問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・ 児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、場合によっては特別の指導計画による指導や、警察と連携した措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることから、懲戒を加える際には、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- ・ 状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

【保護者との連携担当チーム】

ア いじめられた児童生徒の保護者への対応

- ・ 家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- ・ 保護者の心情を配慮しながら、誠意をもって対応する。
- ・ 事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。
- ・ 保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分であれば謝罪する。
- ・ 学校で安心して生活できるようにすることを約束する。
- ・ 具体的な対応と経過については、今後連絡を取り合う中で説明することを伝える。

イ いじめた児童の保護者への対応

- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・ 保護者に対する積極的な助言を行う。
- ・ 子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。
- ・ 保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。
- ・ 保護者が我が子の正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。
- ・ 必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

【周囲の児童担当チーム】

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、「いじめは命や居場所を脅かすものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人ひとりの児童に徹底して指導する。いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。（場合によっては全校指導も行う。）

7 いじめ問題対策委員会（3）

① 経過観察について

- ・ 「いじめのサイン（兆候）はないか。」「交友関係はどうか。」「意欲的に生活できるようになったか。」等の観察後、三者面談（本人、保護者、担任等）を行い「いじめられている」という本人および保護者の意識について、現状を確認する。

② いじめのその後についての検討

- ・ 「発生したいじめが解決したと判断できるか」「これまでの指導・支援の方針を再検討する必要があるか」について、指導後の状況を多角的に確認する。（本人、周囲、保護者などからの定期的な聞き取り）

※ いじめの解決とは、当事者間の謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童をいじめた児童をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む児童の集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

8 いじめ問題対策委員会（最終）

いじめが解決したと認定してよいかを検討する。

→ 解決していない場合は、「5 いじめ問題対策委員会（2）」へ戻り、再検討

→ 解決した場合は、「いじめの防止に関する取り組み」へ移行する。

別紙5

教師のチェックポイント

- あらゆる機会をとらえて生命の大切さを訴えているか。
- 一人一人に分け隔てなく、明るくあいさつしたり言葉をかけたりしているか。
- よくできる児童生徒を中心に授業を進めるのではなく、どの子も授業に参加し、一人ひとりのよさが発揮できるようにしているか。
- 不登校傾向にある児童生徒の座席等に配慮し、常に学級の一員であることを意識しているか。
- 特定の児童生徒に対する嫌がらせ、仲間はずれ、暴力、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意しているか。
- 「いじめられる方にも問題がある」と、いじめの原因を被害者のせいにしていないか。
- 児童生徒の名前を「あだ名」で呼んだり、「呼びすて」にしたりしていないか。また、相手を傷つけるような言葉で注意していないか。
- 遅刻や忘れ物をした児童生徒に理由を聞かずに注意したり、叱ったりしていないか。
- 兄弟姉妹と比べて、ほめたり叱ったりしていないか。
- 「こんなこともできんのか」と児童生徒をさげすんだ言い方をしていないか。
- 「また…か」「いつも…だ」などと、児童生徒を固定的・断定的に見ていないか。
- 「男のくせに」とか「女らしく」など、性別で差をつけたような言い方をし、男女で役割を固定したとらえ方をしていないか。
- 「あの国籍の子は…」 「あの地区の子は…」 「あのクラスの子は…」 などと、個人の問題を国籍や地区、クラスなど、全体の問題のように言っていないか。
- 「よい学級」「レベルの低い学年」など、学級、学年の優劣をつけた言い方をしていないか。
- 「しっかり勉強しないといい高校に行けないし、いい職業にも就けない」などと、進路先や職業に善し悪しをつけるような言い方をしていないか。
- 「世の中は上下社会だから、差別はなくなるらない」などと、差別を肯定したり、差別の解消に消極的な発言をしたりしていないか。
- 学校のホームページに不用意に児童生徒の個人情報（氏名、住所、写真など）を掲載していないか。
- 連絡帳を見開きで放置したり、個人情報資料を不用意に扱ったりしていないか。
- 本人の承諾を得ないで作文や日記の内容を話題にしたり、学級通信、研究論文などに掲載したりしていないか。
- 家族調査や面談等で知り得た情報を不用意に職場や地域で話していないか。

いじめ防止のための取組年間計画

月	いじめ防止等対策委員会等	未然防止の取組	【各学級】 わかる・楽しい授業づくり、 授業を通じた学級集団づくり、 道徳教育・人権教育の充実	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○「いじめ防止基本方針」等についての共通理解（校内研修）	○学級びらき ○小中合同歓迎遠足 ○全校集会での講話		○地区児童会① ○身体測定 ○家庭訪問	○授業参観・PTA 総会・学級懇談会 ○HPへの掲載
5	○今年度の取り組みについて（校内研修）	○体力テスト ○児童集会（今年度の目標）		○家庭訪問 ○hyper-QU(456年)① ○教育相談旬間①	
6		○人権集会 ○人権学習 ○みっけカード		○一人ぼっちの調査①	○人権親子標語 ○「心のさずなを深める月間」の周知
7	○学期末の評価	○終業式での講話		○SB運転手さんとの意見交換会① ○地区児童会②	○授業参観・学級懇談会 ○学校評議員会
8	○現地学習会				
9	○施策・法令の理解（校内研修）	○始業式での講話 ○運動会			
10				○一人ぼっちの調査②	
11	○人権教育研修	○子どもたちによるいじめ防止推進事業研究発表 ○みっけカード		○心のアンケート	
12	○学期末の評価	○人権学習 ○人権集会 ○終業式での講話		○教育相談旬間② ○SB運転手さんとの意見交換会②	○授業参観・学級懇談会
1	○人権ブロック研 ○学校評価（児童・保護者・自己評価）	○始業式での講話 ○人権学習 ○みっけカード		○hyper-QU(456年)② ○教育相談旬間③	
2	○人権レポート報告会（校内研修） ○PDCAサイクル	○学習発表会			○学級懇談
3	○「基本方針」見直し	○送別遠足 ○修了式での講話		○地区児童会③	
通 年	※発生したいじめ問題に対処する「いじめ問題対策委員会」の設置	○一斉下校での講話 ○縦割り班活動の充実 ○読書活動の充実（カナリア会読み聞かせ） ○生活目標の取組（あいさつ、言葉づかい等） ○自治的・主体的な委員会活動、クラブ活動	SCによるカウンセリング・コンサルテーション	○いじめ・生活アンケート（毎月15日前後） ○「子ども見つめタイム」での児童に関する情報交換（職員会議・校内研修のはじめ）	○学校へ行こうデー（毎月15日前後） ○諸行事の案内

